鈴鹿市税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市規則第４２号

鈴鹿市税条例施行規則等の一部を改正する規則

（鈴鹿市税条例施行規則の一部改正）

第１条　鈴鹿市税条例施行規則（昭和４１年鈴鹿市規則第１７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（固定資産税の減免）
第４条　条例第72条第１項の規定の適用を受ける固定資産は、次の表の中欄に掲げるいずれかの減免要件に該当する固定資産とし、その所有者に対して課する固定資産税額（当該事由が発生した日以後に到来する納期に係る納付額をいう。以下「当該固定資産税額」という。）から、それぞれ右欄に掲げる額を減免する。ただし、同一固定資産について二以上の減免要件があるときは、最も減免額の多い規定（減免額が同一のときは、いずれか一の規定）を適用する。
<table>
<tr><th>条例第72条第１項</th><th>減免要件</th><th>軽減又は免除の額</th></tr>
</table></td><td>（固定資産税の減免）
第４条　条例第72条第１項の規定の適用を受ける固定資産は、次の表の中欄に掲げるいずれかの減免要件に該当する固定資産とし、その所有者に対して課する固定資産税額（当該事由が発生した日以後に到来する納期に係る納付額をいう。以下「当該固定資産税額」という。）から、それぞれ右欄に掲げる額を減免する。ただし、同一固定資産について二以上の減免要件があるときは、最も減免額の多い規定（減免額が同一のときは、いずれか一の規定）を適用する。
<table>
<tr><th>条例第72条第１項</th><th>減免要件</th><th>軽減又は免除の額</th></tr>
</table></td></tr>
</table>

略		
第４号	１・２　略	略
	３～５　略	略

略		
第４号	１・２　略	略
	３　鈴鹿市子供広場等整備事業補助要綱（昭和55年鈴鹿市訓第２号）に基づく補助を受けた土地又は同事業に準ずる子供広場等の用に供するため、無料で借り受けた土地及び家屋	当該固定資産税額の全額
	４～６　略	略

（鈴鹿市児童館条例施行規則の一部改正）

第２条　鈴鹿市児童館条例施行規則（昭和５５年鈴鹿市規則第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（利用者の範囲） 第４条　児童館を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。 （１）　市内に住所を有する18歳未満のこども （２）　略	（利用者の範囲） 第４条　児童館を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。 （１）　市内に住所を有する児童 （２）　略

（鈴鹿市社会福祉事業振興基金規則の一部改正）

第３条　鈴鹿市社会福祉事業振興基金規則（昭和５６年鈴鹿市規則第１６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（企画推進委員会） 第４条　　略 ２　　略 ３　委員会は、鈴鹿市副市長事務分担規則（平成19年鈴鹿市規則第60号）第２条第１号に掲げる副市長、会計管理者、政策経営部長、こども政策部長、健康福祉部長、社会福祉事務所長、政策経営部財政課長、こども政策部こども政策課長及び健康福祉部健康福祉政策課長をもつて構成する。 ４・５　　略	（企画推進委員会） 第４条　　略 ２　　略 ３　委員会は、鈴鹿市副市長事務分担規則（平成19年鈴鹿市規則第60号）第２条第１号に掲げる副市長、会計管理者、政策経営部長、子ども政策部長、健康福祉部長、社会福祉事務所長、政策経営部財政課長、子ども政策部子ども政策課長及び健康福祉部健康福祉政策課長をもつて構成する。 ４・５　　略

（鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部改正）

第４条　鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則（平成６年鈴鹿市規則第３２号）の一部を次のように改正する。

第６号様式中「子供」を「こども」に改める。

（鈴鹿市物品管理規則の一部改正）

第５条　鈴鹿市物品管理規則（平成９年鈴鹿市規則第４１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後

別表（第７条関係）

組織		出納員
略		
こど	こども政策課	庶務担当グループリーダー、各子育て支援セ

改　正　前

別表（第７条関係）

組織		出納員
略		
子ど	子ども政策課	庶務担当グループリーダー、各子育て支援セ

も		ンター所長
政策部	こども育成課	庶務担当グループリーダー、各保育所所長
	こども家庭支援課	庶務担当グループリーダー
	こども保健課	
略		

も		ンター所長
政策部	子ども育成課	庶務担当グループリーダー、各保育所所長
	子ども家庭支援課	庶務担当グループリーダー
	子ども保健課	
略		

（鈴鹿市社会福祉事務所処務規則の一部改正）

第６条　鈴鹿市社会福祉事務所処務規則（平成９年鈴鹿市規則第４４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（組織） 第２条　福祉事務所に健康福祉政策課、保護課、長寿社会課、障がい福祉課、こども政策課、こども育成課及びこども家庭支援課を置く。 ２　　略 （職制） 第３条　　略 ２　福祉事務所の職員は、鈴鹿市行政組織規則（平成９年鈴鹿市規則第７号）第３条の表に規定する健康福祉政策課、保護課、長寿社会課、障がい福祉課、こども政策課、こども育成課及びこども家庭支援課の職員をもって充てる。	（組織） 第２条　福祉事務所に健康福祉政策課、保護課、長寿社会課、障がい福祉課、子ども政策課、子ども育成課及び子ども家庭支援課を置く。 ２　　略 （職制） 第３条　　略 ２　福祉事務所の職員は、鈴鹿市行政組織規則（平成９年鈴鹿市規則第７号）第３条の表に規定する健康福祉政策課、保護課、長寿社会課、障がい福祉課、子ども政策課、子ども育成課及び子ども家庭支援課の職員をもって充てる。

３　　略 別表（第５条関係） <table><tr><td>課</td><td>事務分掌概目</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>こども政策課</td><td>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づくひとり親自立支援に関すること。</td></tr><tr><td>こども育成課</td><td>児童福祉法に基づく保育の実施に関すること。</td></tr><tr><td>こども家庭支援課</td><td>児童福祉法に基づく母子保護及び助産の実施に関すること。</td></tr></table>	３　　略 別表（第５条関係） <table><tr><td>課</td><td>事務分掌概目</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>子ども政策課</td><td>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づくひとり親自立支援に関すること。</td></tr><tr><td>子ども育成課</td><td>児童福祉法に基づく保育の実施に関すること。</td></tr><tr><td>子ども家庭支援課</td><td>児童福祉法に基づく母子保護及び助産の実施に関すること。</td></tr></table>

（鈴鹿市生活保護法施行細則の一部改正）

第７条　鈴鹿市生活保護法施行細則（平成１３年鈴鹿市規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第２１号様式（別紙）中「子ども」を「こども」に改める。

（鈴鹿市犯罪のない安全で安心なまちづくり規則の一部改正）

第８条　鈴鹿市犯罪のない安全で安心なまちづくり規則（平成２７年鈴鹿市規則第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（市民の行う取組） 第３条　鈴鹿市まちづくり基本条例第10条第１項に規定する取組のうち、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関するものは、次のとおりとする。	（市民の行う取組） 第３条　鈴鹿市まちづくり基本条例第10条第１項に規定する取組のうち、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関するものは、次のとおりとする。

（１）・（２）　　略 （３）　こどもの見守り活動及び声掛け運動 （４）～（６）　　略 （市の行う支援） 第４条　鈴鹿市まちづくり基本条例第12条第２項に規定する支援のうち、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関するものは、次のとおりとする。 （１）～（４）　　略 （５）　こどもの防犯対策 （６）　　略	（１）・（２）　　略 （３）　子どもの見守り活動及び声掛け運動 （４）～（６）　　略 （市の行う支援） 第４条　鈴鹿市まちづくり基本条例第12条第２項に規定する支援のうち、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関するものは、次のとおりとする。 （１）～（４）　　略 （５）　子どもの防犯対策 （６）　　略

（鈴鹿市情報化推進体制の整備に関する規則の一部改正）

第９条　鈴鹿市情報化推進体制の整備に関する規則（平成２７年鈴鹿市規則第５３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（ＤＸ推進委員会及び専門部会の設置） 第14条　　略 ２　推進委員会は、政策経営部長、補佐官等、防災危機管理課長、総合政策課長、総務課長、地域協働課長、文化振興課長、環境政策課長、こども政策課長、健康福祉政策課長、産業政策課長、土木総務課長、都市計画課長、経営企画課長、教育総務課長、消防総務課長、財政課長、人事課長及び情報政策課長で組織する。 ３～６　　略	（ＤＸ推進委員会及び専門部会の設置） 第14条　　略 ２　推進委員会は、政策経営部長、補佐官等、防災危機管理課長、総合政策課長、総務課長、地域協働課長、文化振興課長、環境政策課長、子ども政策課長、健康福祉政策課長、産業政策課長、土木総務課長、都市計画課長、経営企画課長、教育総務課長、消防総務課長、財政課長、人事課長及び情報政策課長で組織する。 ３～６　　略

（鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正）

第１０条　鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成２７年鈴鹿市規則第９７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（条例別表第２の１の項の規則で定める事務並びに情報及び事項） 第４条　条例別表第２の１の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報及び規則で定める事項は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 （１）・（２）　　略 （３）　鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例第２条第５項のこども（以下この号において「こども」という。）に対する受給資格認定等事務　次に掲げる情報 ア　こどもに係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報 イ　こども又は当該こどもと同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報 ウ　こどもの保護者に係る市民税関係情報 エ　こども又は当該こどもの保護者若しくは当該こどもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	（条例別表第２の１の項の規則で定める事務並びに情報及び事項） 第４条　条例別表第２の１の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報及び規則で定める事項は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 （１）・（２）　　略 （３）　鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例第２条第５項の子ども（以下この号において「子ども」という。）に対する受給資格認定等事務　次に掲げる情報 ア　子どもに係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報 イ　子ども又は当該子どもと同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報 ウ　子どもの保護者に係る市民税関係情報 エ　子ども又は当該子どもの保護者若しくは当該子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

（鈴鹿市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の設置等に関する条例施行規則の一部改正）

第１１条　鈴鹿市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の設置等に関する条例施行規則（平成２９年鈴鹿市規則第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（条例第２条第２項の規則で定める事故） 第２条　条例第２条第２項の規則で定める事故は、次のとおりとする。 （１）　こどもが死亡した事故 （２）　こどもが意識不明となった事故 （３）　　略 （庶務） 第３条　委員会の庶務は、こども政策部こども政策課において処理する。	（条例第２条第２項の規則で定める事故） 第２条　条例第２条第２項の規則で定める事故は、次のとおりとする。 （１）　子どもが死亡した事故 （２）　子どもが意識不明となった事故 （３）　　略 （庶務） 第３条　委員会の庶務は、子ども政策部子ども政策課において処理する。

（鈴鹿市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施規則の一部改正）

第１２条　鈴鹿市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施規則（令和元年鈴鹿市規則第１３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第１条　この規則は、消費税率の引上げに際し、こどもの貧困に対応することを目的として、臨時かつ特別の給付措置として実施する未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、消費税率の引上げに際し、子どもの貧困に対応することを目的として、臨時かつ特別の給付措置として実施する未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。